

自己の信用リスクの変動による金融負債の公正価値 変動額を巡る会計基準の変遷とその評価

陳, 釗
九州大学大学院経済学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1916236>

出版情報 : 経済論究. 160, pp.51-65, 2018-03-23. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

自己の信用リスクの変動による金融負債の公正価値変動額を巡る 会計基準の変遷とその評価*

Accounting standards on valuation changes of financial liabilities due to own credit
risk and evolution of those standards

陳 釗[†]
Chen Zhao

目次

- I はじめに
- II 全面公正価値会計と自己の信用リスク
 - 1. IASCにおける全面公正価値会計の基準開発
 - 2. FASBにおける全面公正価値会計の基準開発
 - 3. 複雑性低減プロジェクトにおける全面公正価値会計の基準開発
- III 全面公正価値会計の頓挫と公正価値オプションの導入
 - 1. 全面公正価値会計の頓挫
 - 2. 公正価値オプションの導入
 - (1) 国際会計基準における公正価値オプション
 - (2) 米国会計基準における公正価値オプション
- IV 2つの会計処理と財務諸表利用者の判断
 - 1. 純利益に計上する方法と財務諸表利用者の判断
 - 2. OCIに計上する方法と財務諸表利用者の判断
 - 3. 会計処理方式の部分的統一
- V おわりに

I はじめに

かつて国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) などが全面公正価値会計を提案したとき、自己の信用リスクの取扱いが1つの論点となった。しかしながら、負債の公正価値に自己の信用リスクの変動を含めると、自己の信用状態が悪化する際には評価益が認識される一方で、自己の信用リスクが改善する際に評価損が認識されることになるため、このような事態は不合理な帰結であるという指摘もなされた。その後2008年に世界的な金融危機が発生したことに伴い、金融負債の公正価値測定によるパラドックスといわれる事象が生じた際にも、激しい議論が展開されたことも記憶に新しい。このように、金融負債を公正価値で測定する際に自己の信用リスクを反映させるべきか否か、特に当該負債の信用リスクの変動に起因する金額を財務諸表にどのように表

* 本稿の作成にあたっては、大石桂一教授(九州大学)から有意義なご助言を数多く頂いた。ここに記して、御礼申し上げます。また、本稿における誤謬は全て筆者に責に帰するものである。

[†] 九州大学大学院経済学府博士後期課程

示させたらよいかに議論の焦点が当てられてきた。

現在でも、自己の信用リスクの取扱いについては、反映すべきという主張と反映すべきではないという主張が混在しているが、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) と米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) の現行ルールにおいて負債の公正価値には自己の信用リスクの変動を反映することが規定されている。

IASBの国際財務報告基準第9号 (IFRS No.9) は、金融負債の公正価値測定に自己の信用リスクの変動を含めることを前提として、自己の信用リスクの変動に起因する金額は、会計上のミスマッチが生じる、または増幅される場合を除いて、その他の包括利益 (OCI) で表示することを求めている。一方、FASBは財務会計基準書第159号 (SFAS No.159) において、公正価値オプションを採用した負債については、自己の信用リスクの変動に起因する金額も含め全体の評価差額を当期純利益に計上すると規定していた。しかし、信用リスクが悪化したときの負債評価益を純利益に計上するのは会計情報の意思決定有用性を低下させるという財務諸表利用者からのフィードバックを受けて、2016年1月に会計基準更新書第2016-01号 (ASU 2016-01) を公表し、自己の信用リスクの変化に起因する変動額については、IFRS No.9と同様にOCIに計上することを要求するが、実現した場合には純利益にリサイクリングすると規定した。

本論文は、IASBとFASBにおける自己の信用リスクに関する基準設定に着目して、それぞれの会計処理規定の形成過程を明らかにする。また、「負債のパラドックス」による直観に反するという効果を考慮して、上記の2つの会計処理方法が財務諸表利用者の判断にいかなる影響を及ぼすかについて、考察を行うことを目的としている。

II 全面公正価値会計と自己の信用リスク

金融負債の公正価値測定における自己の信用リスクの影響の検討は、かつての全面公正価値の提案のなかでIASB [1997], FASB [1999], JWG [2000] およびFASB [2008] で積極的に行われてきた。利益計算のあり方という観点からすれば、全面公正価値会計の提案は、公正価値評価差額を実現・未実現にかかわらず、発生した期の損益として認識するとしている点で、従来の実現利益のみを計上するという考え方に一石を投じるものであり (鈴木 [2002], 17頁)、画期的なものであるとみなされている。以下、金融商品の全面公正価値会計に関するIASB (IASB), FASB提案の特徴を概観した上で、自己の信用リスクの変動に関する基準開発レベルでの議論を遡ってみることとする。

1. IASBにおける全面公正価値会計の基準開発

金融商品に関する会計基準については、1989年に緊急課題として金融商品の認識、測定および開示に関する会計基準を作成するためのプロジェクトが開始された。IASBが1991年9月に公表した公開草案40号『金融商品』(E40)と、1994年1月に公表した公開草案48号『金融商品』(E48)は、このプロジェクトの成果である。E40とE48はともにすべての金融商品を経営者の意図に基づいて償却原価と公正価値の両方を測定属性として用いる混合属性会計モデルを提唱している。

このような混合属性会計モデルは、経営者の意図に基づいて測定属性が使い分けられること、および資産と負債の間に損益のミスマッチが生じることから、かかる損益のミスマッチを解消するためにヘッジ会計が必要とされ、会計処理が複雑になることの問題に直面していた (IASC [1997], paras. 4.15 and 4.16)。こうした混合属性会計モデルの問題点を解決することを目的の1つとして、IASCは1997年3月にカナダ勅許会計士協会 (Canadian Institute of Chartered Accountants: CICA) と共同で討議資料『金融資産および金融負債の会計処理』(IASC [1997]) を公表した。

その討議資料において、公正価値は、①予測可能性、②比較可能性、③財務リスク管理との整合、④複雑さの減少などの望ましい性質を持っているので (IASC [1997], paras.4.2-4.6)、金融資産または金融負債を当初認識する場合、当初認識後においても公正価値で測定すべきであり (IASC [1997], paras.2.1 and 3.1)、公正価値の変動から生じるすべての損益は利益の構成要素であって、その発生時に直ちに損益として認識されるべきであるとした全面的公正価値モデルを提案した (IASC [1997], para.5.1)。つまり、公正価値と償却原価を使い分けるこれまでの混合属性モデルとは、まったく異なるモデルが提唱されたのである。

その後、IASC [1997] で提案された諸原則を基準として具体的に展開するために、IASCおよび主要各国の会計基準設定主体の共同作業グループであるJoint Working Group of Standard-Setters (JWG)は、2000年12月に基準案『金融商品および類似項目』(JWG [2000])を公表した。JWG [2000]はIASC [1997]と同様に、公正価値が金融商品の最も目的適合的な測定属性であり、財務報告を利用するために十分に信頼性のある公正価値の推定は一般の可能であることを根拠として、原則として負債を含むすべての金融商品を、経営者の意図といったものに関わりなく当初測定および以後の各測定において公正価値で評価し、その評価差額を、実現・未実現にかかわらず、当期の損益として損益計算書で認識すること、およびヘッジ会計を不要とすることを要求する全面的公正価値測定モデルの採用を提案したものである。その中で、金融負債の公正価値評価もさらに検討された (JWG [2000], paras.1.7, 69 and 136)。すなわち、金融負債の公正価値に自己の信用リスクの変動が含まれることが明記されている (JWG [2000], para.4.55)。

2. FASBにおける全面公正価値会計の基準開発

IASC [1997] の公表以後、全面公正価値会計を巡る議論が活発化してきた。具体的には、FASBは1999年12月に予備的見解『金融商品および特定の関連する資産と負債の公正価値での報告』(FASB [1999]) を公表し、原則としてすべての金融商品を公正価値会計で報告することを提案した (FASB [1999], para.3)。また、公正価値評価差額については、金融商品の公正価値を財務諸表本体で認識することとした場合は、その評価差額を、発生した期の損益として認識することを主張した (FASB [1999], para.85)。

しかし、金融負債の公正価値における現在価値の利用と企業自己の信用リスクについて、FASB [1999] では、金融負債の現在価値に企業自身の信用状態を反映させなければならないと結論付けるだけであり (FASB [1999], para.83)、その論拠は明確にはされていなかった。この提案および検討を経て、負債の公正価値に自己の信用リスクが反映されることを最初に具体的に明示したのは、FASB

が2000年2月に公表した財務会計概念書第7号(SFAC No.7)においてである。負債の測定にあたり、SFAC No.7は、負債の公正価値の見積に現在価値法を利用するときに自己の信用リスクを反映させるように要求している。その後、2006年9月に公表されたSFAS No.157では、SFAC No.7で提示された概念を受け継ぎ、負債の公正価値による測定にあたっては、当該負債を公正価値により測定するすべての期間にわたる当該負債の公正価値への企業自身の信用状態を考慮しなければならないと記されている(FASB [2006], para.15)。

3. 複雑性低減プロジェクトにおける全面公正価値会計の基準開発

IASC [1997], JWG [2000] およびFASB [1999] で提案された金融商品に対する全面公正価値会計の導入は、多くの批判を受け、最終基準化には至らなかった。ところで、当時の国際会計基準第39号(IAS No.39)は複雑な会計基準であるため、多くの財務諸表作成者および利用者から、理解や解釈が困難であるなどの指摘がなされた。金融商品会計が複雑性であることは、米国会計基準も同じであり、IFRSおよび米国会計基準の間のコンバージェンスを求める意見も多かったことから、IASBおよびFASBは、金融商品会計を改善して簡素化を図る共同作業を2005年から開始するに至った。いわゆる複雑性低減プロジェクトであり、2006年2月にIASBおよびFASBが締結した覚書『IFRSと米国会計基準との間のコンバージェンスに向けたロードマップ2006-2008』に基づき、2008年までにデュー・プロセス文書を公表することが目標とされた。

それを受けて、IASBは、2008年3月に討議資料『金融商品の報告における複雑性の低減』(IASB [2008])を公表した。FASBでも、IASBとの共同資料ではないが、同時期にこの討議資料を添付資料とするコメント募集を行っている。IASB [2008] は、金融商品に関する測定方法及び利益計上方法が多岐にわたるため、同一企業がまったく同じ金融商品を複数保有している場合でも、経営者の意図や選択可能な会計処理の許容によって異なる測定属性や損益になることを指摘した上で、その結果から生じる金融商品会計の複雑性は、財務諸表の作成者、監査人、財務諸表利用者にとって問題であり、長期的な解決策として、単一の測定属性をすべての金融商品に用いることを提案した(IASB [2008], para.3.1)。単一の測定属性は、公正価値会計とし、公正価値の変動損益を純損益に計上することで複雑性は大幅に緩和するほか、財務情報の理解可能性や比較可能性が高まると主張された。そこで、IASB [2008] では、金融商品の財務報告における複雑性の主要な原因を挙げ、その改善に向けて長期的解決策(long-term solution) および中間的なアプローチ(intermediate approach) を提案している。

① 長期的解決策

すべての金融商品を対象に公正価値および純損益を適用する単一の測定属性モデルを採用する(IASB [2008], paras.3.1 and 3.2)。

② 中間的なアプローチ

現行基準の改善と複雑性緩和のための次の3つのアプローチを提示した(中間的なアプローチの適用に際しては組み合わせによる適用も許容する)。

アプローチ1：現行の測定規定の改訂

当該アプローチは、既存の測定基準を修正する方法である。IAS No.39には、4つの測定区分が含まれているが、この区分の削減または区分に係る要件などを簡素化・削減する。具体的には、満期保有目的投資もしくは売却可能金融資産、または両方を廃止する (IASB [2008], para.2.9)。

アプローチ2：現行の測定規定から公正価値測定原則への置き換え

当該アプローチは、公正価値測定を原則としつつ、例外規定を充足した金融商品に限って取得原価基準による測定を選択を認め、それ以外のすべての金融商品の測定属性は公正価値とする原則に置き替える (IASB [2008], para.2.15)。

アプローチ3：ヘッジ会計の簡素化

当該アプローチでは、現行のヘッジ会計基準を簡素化する方法である。具体的には既存のヘッジ会計を全廃する方法、もしくはヘッジの有効性テストなどを含むヘッジ会計の適格要件を簡素化する方法が示されている (IASB [2008], para.2.23)。

一方、IASB [2008] では、公正価値測定に対する根強い批判を考慮して、金融負債に関する未実現利益の計上のような懸念事項があることを認めている (IASB [2008], Section 3, part B)。特に事業用資産ののれん価値部分や自己創設ののれんにおける減価を原因とする自己の信用リスクの悪化において、資産側の価値減少は認識されないのに対して、自己の信用リスクの悪化に起因する未実現評価益のみを認識することは、純利益に対するノイズになると批判されている。これに対してIASB[2008]では、公正価値測定に賛成する立場で金融負債の公正価値を報告することが一義的目的とされており、未実現評価益を計上する問題については将来の検討事項として結論を見送った。

III 全面公正価値会計の頓挫と公正価値オプションの導入

1. 全面公正価値会計の頓挫

IASC [1997] の提案は、各国の会計慣行および法的な制約などを考慮していなかったため、批評的な意見が数多く寄せられ¹⁾、特に金融負債について公正価値評価を認める上でなお検討すべき点多かったため、全面公正価値評価モデルを採用することが困難であった。つまり、短期間で全面公正価値アプローチの内容に基づいて会計基準を作成することは不可能であることが判明したのである。そこで、IASCは、証券監督者国際機構 (IOSCO) によって要求されたコア・スタンダード (国際的に必要な中核となる会計基準)²⁾を完成させるため、暫定基準として1998年12月にIAS No.39『金融商品：認識と測定』を公表した。

IAS No.39では、経営者の意図にしたがって金融資産を、①損益計算書を通じて公正価値で測定す

1) IASC [1997] の提案に対して、コメントレター応答者148のうち113 (約76%) が反対を表明した。

2) 海外市場で資金調達する際に求められる財務諸表の会計基準の選択肢の1つにIASを採用するためIASCおよびIOSCO (1986年結成) は、1995年7月にIASコアスタンダード作成プログラムに同意しIASCはIASに準拠した財務諸表の作成に必要な会計基準の包括的な体系、すなわちコアスタンダードの作成に着手した。IASCによるコアスタンダードは、2000年4月公表のIAS No.40を最後に完成し、IOSCO は2000年5月のシドニー総会において「多国籍の証券募集およびクロスボーダー上場を容易にするためのIAS使用に関する決議」を公表、コアスタンダードとして承認するに至っている。

金融資産(デリバティブ資産、売買目的有価証券)、②満期保有投資、③貸付金および債権、④売却可能金融資産の4つに分類し、①および④については、公正価値評価を求め、②および③については償却原価による評価を認めた(paras.45-46)。また、金融負債の評価は、負債の種類に応じて公正価値または償却原価で測定することになっていた。売買目的の負債やデリバティブ負債は、公正価値で評価し、その差額を損益計算書に計上金融負債に含まれ、公正価値で評価し、それ以外の負債は原則として償却原価で測定する(para.47)。こうした基準は、米国のSFAS No.115と類似しており³⁾、金融資産と金融負債を保有する際の経営者の意図に基づく混合属性会計モデルが依然として採用され続けた。

IAS No.39の制定にあたり、全面公正価値評価モデルの検討を一層推奨したJWG [2000] については、批判的なコメントが相次ぎ、解決すべき課題が多いことを理由とした反対意見が大半であった(IAS No.39, BC.8)。銀行業界は、全面公正価値会計はトレーディング活動とバンキング活動の違いによるリスクを区別せず、また両方の収益稼得過程の違いも忠実に表現できず、多くの主観的な判断を必要とするので、混合属性会計と比較して、目的適合性と信頼性が十分に確保できないと指摘した(ECB [2004], p.70)。

さらに、全面公正価値の提案から惹起された金融負債の公正価値における自己の信用リスクを反映することに対して反対の意見が出された。代表的なものは、自己の信用リスクの変動は、少なくとも部分的には、現行の会計基準の下では認識されない自己創設のれんの変動を反映するという指摘からも明らかであるように、未認識のれんの潜在的な相殺となる変動を報告しない一方で、自己の信用リスクの変化が企業の金融負債に及ぼす影響を報告することは根本的に矛盾している、というものや、デフォルトの可能性を反映する企業自己の信用リスクを考慮に入れた測定なので、ゴーイング・コンサーンの一般的前提に反している、というものであった(JWG [2000], Appendix. paras.A.6 and A.1.7)。そのため、JWG [2000]の提案は、その後IASBでも主要な国のいずれにおいても基準化されていない。

以上のように、混合属性会計が抱える問題点を解決するために、IASC [1997] およびJWG [2000] は全面公正価値会計を提案した。こうした過激な改革に対して、世界から反発があったのは、公正価値評価するということは、当初認識以後において、金融負債の評価に金利リスクの変化のみならず債務企業の信用リスクの変化を反映することを意味したことに主因がある(徳賀 [2011], 135頁)。このようにIASCは短期間で基準化を断念し、金融商品会計の複雑性低減プロジェクトを通じて、中長期的な視点からあるべき全面公正価値会計の開発作業を続けるための体制整備を図っていった。2001年7月にIASCから改組されたIASBは、混合属性会計を前提にIAS No.39を改善するプロジェクトを開始している。

こうしたプロジェクトの成果としてのIASB [2008] では、示された長期的解決策である「公正価値

3) SFAS No.115では、有価証券を保有目的別に、売買目的有価証券、満期保有目的債券、売却可能有価証券の3つに分類し、このうち売買目的有価証券および売却可能有価証券は公正価値により評価される。また、売買目的有価証券の評価差額は当期損益として計上する一方、売却可能有価証券の評価差額は、同差額を貸借対照表の持分の変動として計上する取扱いとされた。他方金融負債については、額面額にて評価される。

および純損益」とする単一測定属性モデルの採用は、IASB [1997] およびJWG [2000] を通じてかねてからIASBが提案してきた内容であり、FASBも基本的に同じ考え方であった。しかしながら、長期的解決策に対する批判の声は根強く、IASB [2008] でも、公正価値に対する懸念事項として、公正価値の変動を純損益に計上する際の目的適合性の解釈、純損益に対する未実現損益の反映の是非などがあることを認めている (IASB [2008], para.3.40)。したがって、IASB [2008] は、公正価値による単一測定属性モデルを長期的解決策としつつ、そこに至るには解決すべき課題が多いため、当面は現行の公正価値および償却原価による混合属性モデルを前提として、中間アプローチによる複雑性低減を提案している。

2. 公正価値オプションの導入

上述したように、IASBにおいてもFASBにおいても、公正価値が最も目的適合的な測定値であるとされていたが、すべての金融商品に対して公正価値測定を要求するためには多くの作業が残されていた。それゆえ、IASBもFASBも自発的に公正価値の範囲を広げようとする企業に対して、公正価値オプションという選択肢を与えることにより、徐々に理想に近づけようとしてきた。

(1) 国際会計基準における公正価値オプション

IASBは2003年12月にIAS No.39『金融商品：認識と測定』(IAS No.39 revised 2003) を公表した。当該会計基準は、IASBが1998年12月に公表し、2000年10月に一部改訂を行ったIAS No.39 (revised 2000) を改訂したものであるが、従来のもとは異なり、当初認識時にあらゆる金融資産または金融負債を公正価値測定し、その変動額を損益として認識することを企業に容認する全部公正価値オプションを導入した (IASB [2003], para.9)。

こうした全部公正価値オプションは、一見すると混合属性会計の問題から生じる解決策として捉えられるが、その一方で多くの懸念を惹起している。例えば、公正価値が客観的に立証可能ではない金融資産・金融負債 (活発な市場が存在しない場合) について、公正価値オプションが適用されると、これらの金融資産・金融負債の評価が主観的になり、企業の利益操作に使われる余地があることが懸念される。これについて、Benston [2003] は、市場価格によらない公正価値の推定は、利益操作の温床になると警告を発した。またBIS [2002] でも、全部公正価値オプションは、負債に公正価値オプションを適用すると、自己の信用リスクの悪化による評価利益が容認される、という問題を指摘した。さらに、銀行監督・規制機関は、全部公正価値オプションが不適切な形で使用されるかもしれないと懸念していた。

このような指摘および懸念に対処するため、IASBは2005年6月に一定の条件を満たす場合に限りて公正価値オプションを容認する改訂版 (revised 2005) を公表した。IAS No.39 (revised 2005) は、下記の3つの条件のいずれかに該当する場合に限り、公正価値オプションを容認する (IASB [2005], para.9)。

- ① 「会計上のミスマッチ」を除去するか、または大幅に低減する場合。
- ② 金融資産、金融負債、または両方のグループが文書化されたリスク管理または投資方針に準拠

して管理され、その業績が公正価値に基づいて評価される場合。

③ 組込デリバティブを含む複合金融商品の場合。

また、IAS No.39 (revised 2005) は、公正価値オプションの適用範囲に金融負債を含めるので、自己の信用リスクの変動に起因する損益として認識されることに変わりがない。

このように、IASBは、改訂作業を進める際に、当初は全部公正価値オプションによって混合属性会計から生じる問題の解決を図ろうとした。しかしながら、全部公正価値オプションは、多くの問題を惹起する可能性があったので、銀行監督・規制機関を中心として反対意見が出された。結果としてIASBは、公正価値オプションの使用を制限するIAS No.39 (revised 2005) を公表した。

2008年の金融危機以後、金融危機への対応の一環として2009年4月に開催されたG20金融サミットでは、会計設定主体が、2009年までに金融商品の会計基準に関する複雑性を低減することを含む措置を採るべきであるとされた。これを受けて、IASBでは同月の会議においてIAS No.39の改訂プロジェクトの見直しをすることになり、2009年6月の会議において、プロジェクトを、①金融商品の分類と測定、②金融資産の減損、③ヘッジ会計の3つの段階（フェーズに分け、IAS No.39をIFRS No.9に置き換えるプロジェクトを進めることとされた（IASB [2010], IN.6）。この結果、2009年11月に金融資産の分類及び測定についてIFRS No.9が、2010年10月に金融負債の分類と測定に関する定めを追加したものが公表されたほか、2013年11月にヘッジ会計に関する規定もIFRS No.9の中に組み入れられ、2014年7月にIFRS No.9『金融商品』として最終公表された。

IFRS No.9において、IASBは大半の金融負債については償却原価測定を維持することを決定した。また、測定または認識の不整合（会計上のミスマッチ）を除去するまたは大幅に低減する場合などの要件を満たした場合には、企業の選択で公正価値測定を認めるという公正価値オプションが規定されている（IASB [2010], para.4.2.2）。

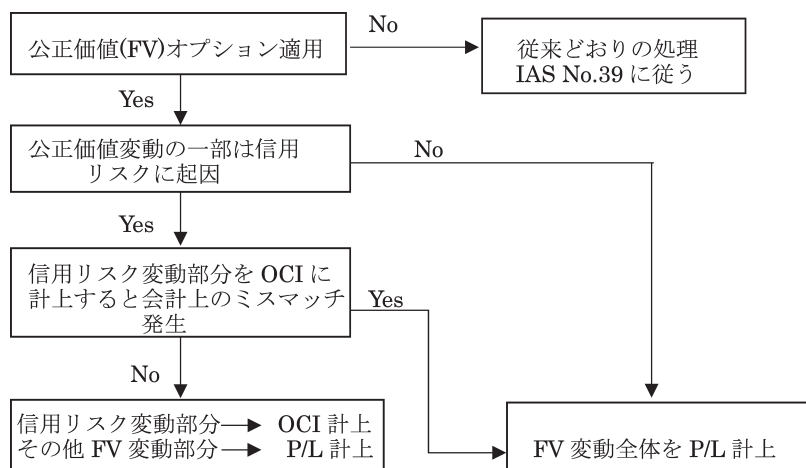
IAS No.39においては公正価値変動をすべて純損益で表示するものとされていたが、IFRS No.9ではローン・コミットメントおよび金融保険証券以外以外の金融負債に公正価値オプションを適用した場合には、図表1のように公正価値全体の変動のうち、自己の信用リスクの変動に起因する部分については、それにより会計上のミスマッチが生じる、または増幅される場合を除いて、純利益ではなくOCIに表示し、純損益にリサイクリングせず、その他の公正価値の変動分は純損益に表示することとされた（IASB [2010], paras.5.7.7, 5.7.8, 5.7.9）。

(2) 米国会計基準における公正価値オプション

2007年2月、FASBはSFAS No.159『金融資産および金融負債に対する公正価値オプション』を公表した。これは、2007年11月15日以降に開始する事業年度から適用され、財務諸表作成者の選択した金融資産および金融負債の一部について、公正価値で評価する公正価値オプションを適用できるようになった。

SFAS No.159は、企業が公正価値に基づく測定を義務づけられていない多くの金融商品に、公正価値を選択することを認めるものであるとしており、その目的は複雑なヘッジ会計規定を適用することなしに、関連資産および負債に異なる測定属性を用いることから生じる報告利益のボラティリティを

図表1 IFRS No.9における金融負債の公正価値測定



出所：金子・竹埜・山本 [2012], 134頁をもとに筆者作成

緩和することによって、財務報告を改善することであるとされた。さらにSFAS No.159の公表は、IAS No.39において公正価値オプションを導入したIASBとの一層の収斂することも目的とされていた (FASB [2007], para. A3)。

具体的に、SFAS No.159は、ある特定の選択日⁴⁾に、適格な項目について当初測定およびその後の測定において公正価値で測定し、その変動額を損益として認識することを、企業が選択できるように公正価値オプションを導入した (para.3)。そのうち、公正価値オプションを採用した金融負債については、自己の信用リスクの変動部分も含め全体の評価差額が当期純損益に計上されることとされた。

以上のように、IASBとFASBは共に、公正価値が最も目的適的な測定値であると考えたものの、すべての金融商品に対して公正価値測定を要求するためには多くの作業が残されているとしていた。それゆえ、両基準設定機関は、公正価値オプションを現行の混合属性モデルによる問題を緩和し、金融商品に関する公正価値測定の利用を拡大することができる折衷方法と位置付けたのである。しかしながら、公正価値オプションの制度化の過程では、自己の信用リスクの変動に起因する金融負債の変動額に関して、IASBのIFRS No.9とFASBのSFAS No.159では、異なる会計処理が採用された。すなわち前者はOCIに計上することを求めたのに対して、後者は純利益に計上することを求めたのである。

IV 2つの会計処理と財務諸表利用者の判断

自己の信用リスクの変動から生じる評価損益に関する問題点として挙げられるのは、直観に反する

4) 公正価値オプション選択日において、企業が個別の金融商品毎にその選択日に公正価値測定を選択するか否かを決定してもよいし、あるいは既存の方針に従って公正価値オプション会計を選択してもよいとされていた (FASB [2007], para.9)。

「負債のパラドックス」の存在である。この負債のパラドックスについて、会計基準設定機関が、利得は企業の財政状態の悪化ではなく、改善によりもたらされるべきであるから、信用リスクの上昇による評価益の報告は、財務諸表の利用者に誤解を与え、悪化する状況を覆い隠す可能性がある、という懸念を表明してきた経緯がある (IASB [1997], para.6.8 ; IASB [2009], para.48)。したがって、自己の信用リスクの変動に対する会計処理を検討する際に、適切な判断を誤らせる可能性を効果的に低減できるか否かは、重要な視点である。

1. 純利益に計上する方法と財務諸表利用者の判断

「負債のパラドックス」の問題が顕在化したのは、世界金融危機の影響を受けた2008、2009年度四半期の決算で、公正価値オプションを採用する米国の大手金融機関が巨額の負債評価益を計上した時である。具体例としてSFAS No.159を適用しているGoldman Sachsは、2008年第3四半期において8.45億ドルの経常収益を計上したが、負債の公正価値の変動による利益は38億米ドルであり、仮にこの利益がなければGoldman Sachsは、30億ドルの損失となっていた。同様に、JP Morganは同四半期に5,400万ドルの損失を計上したが、もし自己の信用リスクの悪化による負債の評価益がなかったとすれば、約131億ドルの損失を報告することとなっていたのである (Chung et al. [2012], p.1)。

また、Citigroupなど米国大手金融会社3社が2009年の第1四半期に計上した負債評価益は53億ドルで3社の純利益の67%に達していたと報じられた (日本経済新聞 2009年4月23日)。特に金額が大きかったのがCitigroup (27億ドル) とBank of America (22億ドル) であり、この負債の評価益がなかったとすればCitigroupは11億ドルの最終赤字になり、Bank of Americaも利益が半減していた。これだけをみれば、これらの金融機関がSFAS No.159による公正価値オプションを採用した理由は、経営状況の悪化を少しでもよくみせるように、負債の評価益を計上するためであったと考えられる。事実、そうした金融機関は「利益の嵩上げ」と批判された。

伊藤 [2011] や小川 [2013] は、HSBCやCitigroupなどの金融機関を対象に、世界金融危機の時に金融機関が損失を計上するとともに、公正価値オプションの適用により自己の信用リスクの低下から多額の利益を認識した詳細な事例研究を行っている。HSBCの事例分析では、公正価値オプションを適用した範囲での負債の信用リスクの変動に起因する利益は、HSBCの経営成績の測定に目的適合ではなく、この利益を純利益に計上させた場合、財務諸表利用者に誤解を与える可能性は極めて高いと指摘されている (伊藤 [2011], 24頁)。Citigroupの事例分析では、企業の信用状態を反映した金融負債の評価損益は、自己の信用リスクの変動が大きいかほど評価損益も大きくなり、また、業績が良好な時には評価損の影響は相対的に低く、他方業績が悪い時には評価益の影響は相対的に高くなる関係があることが観察された (小川 [2013], 116頁)。このような状況を踏まえて、FASBは2012年6月に負債の信用リスクの変動に起因する損益を純損益に計上せず、OCIに計上することを提案した (Whitehouse [2012])。

以上のように金融危機のもとでは、自己の信用リスクの変動による評価益を純利益として計上する処理の欠点が露見したが、金融危機はあくまでも極端な経済状態であり、こうした状況が常に存在するわけではない。よって、正常な経済環境のもとでこの会計処理は、投資家に対してどんな影響を与

えるかを、検討する必要がある。

では、SFAS No.159のように負債の評価益を純利益に計上する会計処理は、財務諸表利用者の判断にどのような影響を与えるのであろうか。これについては、まず、Koonce et al. [2011] を挙げることができる。この研究では、MBAの大学院生を被験者とする実験研究によって、金融負債と金融資産の公正価値を比べると、金融資産の公正価値の方がより目的適格的であると評価する被験者の割合が高いことが明らかになった。その理由として、資産は負債に比べて売却／清算が比較的容易であるが、負債は債権者との交渉や事業上の制約、あるいは借り換えの必要性など、公正価値を実現させるのが難しいため、投資家は負債の公正価値が目的適格的でないとして評価する傾向にあることを指摘している。それゆえ、金融負債と金融資産を同列に論じることができないということがいえる。

また、金融負債の公正価値に絞り、会計専門家を想定して公認会計士を被験者としたGaynor et al. [2009] [2011] は、SFAS No.159に従って当期純利益に計上される負債評価益（評価損）が企業の信用リスクの悪化（改善）を示していることを被験者が適切に判断できるか否かを検証している。

Gaynor et al. [2009] [2011] の実験は、自己の信用リスクの変動と負債評価損益の関係を説明するような補足開示がない場合には、評価益（評価損）が発生した企業を、誤って信用リスクが改善（悪化）している企業と判断してしまう被験者の割合がかなり高いことを明らかにした。具体的に、財務諸表のみを提示した場合、被験者の70%以上が誤って判断した。また、補足開示を行った場合でも、全体のおよそ半数が誤って判断した。したがって、自己の信用リスクの変動と負債評価損益の関係を説明する情報開示は、財務諸表利用者が適切な判断を下すのにある程度の役割を果たすが、誤解を完全に排除することはできない。この点については、増村 [2015] は、注記に開示されている金融負債公正価値の変動情報が、財務諸表利用者の誤解を低減するか否かということを検証した。日本基準は公正価値オプションの会計処理は採用していないが、金融負債の公正価値情報の注記による開示を要求している。その注記情報からみれば、「負債のパラドックス」は、投資者にとって財務諸表の内容の適切な判断を導きにくくする可能性があることが明らかになった。

さらに、SFAS No.159の公正価値オプションを適用した米国金融機関を対象にして、純利益情報と株価との関連性について実証研究を行ったChung et al. [2017] は、資産・負債の評価益を含む四半期ごとの純利益情報の価値関連性（value relevance）はSFAS No.159の公表前よりも公表後の方が高まったが⁵⁾、他方で、負債の公正価値評価益に対しては市場が「過度の反応」（overreaction）を示していることを明らかにした。すなわち、投資家は負債の評価益を「過剰に高く」評価しているのであり、その傾向は機関投資家の株式保有割合が低い企業で顕著であった。これらの研究は、当期純利益に負債評価損益を計上することで、財務情報利用者がパラドックスによってミスリードされる可能性があることを示している。

2. OCIに計上する方法と財務諸表利用者の判断

前述のように、特に世界金融危機以降、SFAS No.159の会計処理によって自社の負債の価値が下

5) SFAS No.159以前のデータを用いて信用リスクの変化による金融負債の公正価値変動と株価リターンとの関係を検証した実証研究としてはBarth et al. [2008] などがある。

がった場合、その企業が利益を計上することができるという特徴について批判が高まった。自己の信用リスクの変化に起因する変動額を純利益に含める処理は、企業が貸借対照表を粉飾し、利益を操作するための新しい扉を開くものであると指摘されたのである。

これに対して、IFRS No.9は、公正価値オプションを適用し、公正価値により測定した負債の公正価値の変動のうち、自己の信用リスクの変動による部分について、純利益ではなく、OCIに計上することを要求するようになった。では、OCIへの計上は財務諸表利用者の判断にどのような影響を及ぼすのであろうか。

自己の信用リスクの変化に起因する変動額をOCIに計上させる方法に対する財務諸表利用者の判断に関する研究としては、Lachmann *et al.* [2015] の実験研究を挙げることができる。監査人を財務知識豊富な非専門投資家と仮定して被験者としたLachmann *et al.* [2015] は、IFRS No.9に従って計上される負債評価損益と企業の信用リスクの変化との関係を被験者が適切に判断できるか否かを検証した。その結果、OCIに計上されている場合は純利益に計上されている場合に比べて、被験者は信用リスクの変化に関する追加情報を取得しようとする可能性が高いことが明らかになった。すなわち、純利益に含まれる場合より、OCIに計上されている場合の方が、なぜその評価益が生じたのかを投資家は把握しようとする傾向が高まり、ミスリードされる可能性が低減するのである。

一般に、投資家は利益よりも損失に対して過敏に反応する。ところが、負債の公正価値評価の場合は、信用状態の悪化というバッド・ニュースが評価益となって現れるため、それが純利益にまぎれ込む場合は特に、純利益や包括利益といった様々な情報の相対的な重み付け (weighting) を投資家は誤ってしまう可能性が高くなるとLachmann *et al.* [2015] は指摘している。この点は、前述のChung *et al.* [2017] の研究結果と整合的である。

3. 会計処理方式の部分的統一

FASBは、2016年1月にASU 2016-01『金融商品—全般：金融資産及び金融負債の認識と測定』を公表した。前述のように2008年の金融危機以前から、FASBとIASBは、両者の会計基準の主要な差異を解消するための覚書 (Memorandum of Understanding) を締結し、共同で金融商品会計の複雑性低減プロジェクトを開始した。上記の会計基準更新書は、この共同プロジェクトによるFASBの成果の1つであり、公正価値オプションを選択した金融負債の公正価値の変動の認識を、大幅に変更するものである。

SFAS No.159では、公正価値オプションを選択した金融負債の公正価値の変動のすべてが純損益に計上されていた。これは、自己の信用リスクの悪化による金論負債の公正価値評価差額を利益として計上することになるため、直観に反する会計処理として批判されていた。そこでASU 2016-01では、金論負債の公正価値変動を、自己の信用リスクに起因する部分とそれ以外の要因 (例えば、金利リスクおよび市場流動性リスク) に起因する部分に区分し、前者はOCIに計上することを要求することにした (FASB [2016], p.95)。ただし、ASU 2016-01ではIFRS No.9とは異なり、自己の信用リスクの変動に起因する金額が実現した場合 (例えば、対象金融負債の期限前返済や途中譲渡時) には純利益にリサイクリングされる (FASB [2016], p.96)。

V おわりに

本論文では、公正価値評価を適用した金融負債における自己の信用リスクの変化に起因する金額の計上を研究対象として、FASBとIASBが採用する会計処理を検討材料に、それぞれの方法の形成過程を明らかにした。また、財務諸表利用者の判断に照らして、「負債のパラドックス」による誤解を低減する効果という観点から、それらの会計処理方法を比較した。

混合属性会計による問題点を解決するために、IASC [1997], JWG [2000], FASB [1999], そしてIASB [2008] は、強弱の差があるものの、いずれも金融商品に関しては、原則として全面公正価値会計の測定を提案した。IASC [1997], JWG [2000], FASB [1999] は、金融資産または金融負債を公正価値で測定すべきであり、自己の信用リスクの変化に起因する金融負債の価値変動を含む評価差額を当期の損益として認識すると提案したが、財務諸表の作成者を中心に反対が表明された。そこで、IASBとFASBは、自発的に公正価値の範囲を広げようとする企業に対して、公正価値オプションという選択肢を与えることとした。当初、IASBは、経営者に公正価値の選択適用を認める全部公正価値オプションを提案したが、銀行監督・規制機関からの強い反対により、公正価値オプションの適用を制限した。その後、IASBとFASBは、金融商品の全部公正価値会計を長期的な目標として審議したが、現在のIFRS No.9はSFAS No.159と同様に混合属性モデルを採用し、IASB [2008] が提案する中間アプローチを採用した形になっている。

こうした公正価値オプションの制度化の過程において、自己の信用リスクの変化に起因する金融負債の変動額に関して、IASBのIFRS No.9とFASBのSFAS No.159では、異なる会計処理が採用された。すなわち、前者はOCIに計上することを求めるのに対して、後者は純利益に計上することを求めたのである。

次に、財務諸表利用者の判断の視点から上記の2つの会計処理を考察した。その結果、「負債のパラドックス」の影響で財務情報の利用者は評価損益の発生と信用リスクの関係を適正に判断できない可能性が高いこと、および、自己の信用リスクの変動に起因する金額を純利益に計上させる場合にはミスリードされる可能性があることが明らかになった。さらに、純利益に計上する場合よりもOCIに計上する場合の方が、財務情報利用者がミスリードされる可能性が低減されることも明らかになった。

その後、FASBは、2016年の会計基準更新書において、自己の信用リスクの変化に起因する金融負債の変動額についてはOCIに計上することを求めるようになった。こうして、IASBとFASBは、自己の信用リスクの変化に起因する金融負債の変動額変動額の会計処理に関して部分的に一致することになったのである。しかし、依然として残されている差異もある。すなわちOCIに計上された部分をリサイクリングするか否かということである。そのどちらが望ましいのは、今後に残された検討課題であり、この点については別稿で考察を進めることとしたい。

参 考 文 献

Barth, M. E., L. D. Hodder, and S. R. Stubben [2008], Fair Value Accounting for Liabilities and Own Credit Risk,

- The Accounting Review*, Vol. 83, No.3, pp.629-664.
- Benston, G. J. [2003], The Quality of Corporate Financial Statements and Their Auditor before and after Enron, *Policy Analysis*, 497, pp.1-29.
- BIS [2002], Basel committee on Banking Supervision. *Re: Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS No.32 and IAS No.39 on Financial Instruments Accounting, Presentation, and Disclosure*, BIS.
- Chung, S. G., G. J. Lobo, and K. O. Yong [2017], Valuation Implications of FAS 159 Reported Gains and Losses from Fair Value Accounting for Liabilities, Working Paper. (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2978730)
- ECB [2004], The Impact of Fair Value Accounting on the European Banking Sector -A Financial Stability Perspective, *Monthly Bulletin*, February, pp.69-81.
- FASB [1999], Preliminary View: on major issues related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value, Financial Accounting Standards Board.
- FASB [2000], SFAC No.7: *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Financial Accounting Standards Board.
- FASB [2006], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.157: *Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board.
- FASB [2007], SFAS No.159: *The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities*, Financial Accounting Standards Board.
- Gaynor, L. M., L. McDaniel, and T. L. Yohn [2009], Accounting for Liabilities at Fair Value: The Advantage of Relational Versus Informational Disclosures in Interpreting Credit Risk Changes. Working Paper. (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1489440)
- Gaynor, L. M., L. McDaniel, and T. L. Yohn [2011], Fair Value Accounting for Liabilities: The Role of Disclosures in Unraveling the Counterintuitive Income Statement Effect from Credit Risk Changes, *Accounting, Organizations and Society*, 36(3), pp.125-134.
- IASB [2003], IAS No.39 (revised), Financial Instruments: Recognition and measurement.
- IASB [2005], Amendment to International Accounting Standard 39, Financial Instruments: Recognition and measurement, Fair Value Option.
- IASB [2008], Discussion Paper: Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments.
- IASB [2009], Discussion Paper: Credit Risk in Liability Measurement, International Accounting Standards Board.
- IASC [1991], Exposure Draft E40: Financial Instruments, International Accounting Standards Committee.
- IASC [1994], Exposure Draft E48: Financial Instruments, International Accounting Standards Committee.
- IASC [1997], Discussion Paper: *Accounting for Financial Assets and Liabilities*, International Accounting Standards Committee.
- JWG [2000], Financial Instruments and Similar Items, An Invitation to Comment on the JWG's Draft Standard, Joint Working Group of Standard-Setters.
- Koonce, L., K. K. Nelson, and C. M. Shakespeare [2011], Judging the Relevance of Fair Value for Financial Instruments, *The Accounting Review*, 86(6), pp.2075-2098.
- Lachmann, M., U. Stefani, and A. Wöhrmann [2015], Fair Value Accounting for Liabilities: Presentation Format of Credit Risk Changes and Individual Information Processing, *Accounting Organizations and Society*, 41, pp. 21-38.
- Whitehouse [2012], FASB Preps Fix for Credit Risk Reporting Glitch, *Compliance Week*. Oct. 10th.
- 伊藤真 [2011] 「金融負債の当初認識後の現在測定における自己の信用リスク」『三田商学研究』第54巻第3号, 1-25頁。
- 小川淳平 [2013] 「金融負債の公正価値評価の影響 —Citigroupの事例」『オイコノミカ』第49巻第2号, 89-119頁。
- 金子康則・竹埜正文・山本頭三 [2012] 『公正価値測定の実務Q&A IFRS13の総合解説と対象別留意点』中央経済社。
- 鈴木直行 [2002] 「金融商品の全面公正価値会計の提案に至るまでの米国会計基準の歴史的考察」カッションペーパー

2002-J-7, 日本銀行金融研究所。

徳賀芳弘 [2011] 「負債と経済的義務」 斎藤静樹・徳賀芳弘編『企業会計の基礎概念』中央経済社, 113-163頁。

増村紀子 [2016] 「金融負債の時価評価と株価形成」『会計』第188巻第5号, 82-95頁。